

【第 1 次】議会改革推進計画

(令和 6 年 4 月～令和 8 年 3 月)

令和 6 年 2 月

東海市議会 議会運営委員会

目次

1	前文	3
2	策定の経過	3
(1)	議会運営委員会での協議	3
(2)	議会改革推進プロジェクトチームの設置	3
(3)	正副プロジェクトリーダーの互選	4
(4)	P Tにおける調査研究事項	4
(5)	議会改革推進に関する協議項目及び協議結果	4
3	議会改革推進計画	5
	プロジェクトメンバー構成	6
	議会改革の協議スケジュール	7

1 前文

本市議会における議会改革は、主に平成25年に制定された本市議会の最高規範たる議会基本条例を具体化する取組として協議、実施してきており、平成30年6月から令和元年12月まで設置していた議会基本条例検証特別委員会でも引き続き協議を行なってきた。しかしながら、議会基本条例の検証に併せた議会改革の協議は、議会基本条例との整合性を図るうえでは有効であるものの、計画性と継続性をもった協議とすることに困難を生じていた。

そのような状況の中で議長の発議により発足した議会改革推進プロジェクトチームにおける協議のうえで提案された議会改革推進計画の策定と議会基本条例の検証も含めた議会改革の協議スケジュール（7ページ）は、議会改革の協議に計画性と継続性を付加するものとして有効な手法であることが本委員会において確認されたため、本市議会における議会改革の一層の推進と山積する政治課題に一定の結論を出す目的をもって策定するものである。

議員一丸となって本計画に沿った議会改革の取組の協議について、真摯に取り組むことで、市民に信頼される市議会として、東海市議会が広く認識され、市民目線を大切にした議会活動が、より一層積極的に図られることを期待するものである。

2 策定の経過

(1) 議会運営委員会での協議

議会改革推進プロジェクトチームにより議会改革の取組について協議される中で、議会基本条例を具体化する議会改革推進計画の策定が提言され、令和6年2月から3月に開催された本委員会で協議した結果、策定することを決定した。

(2) 議会改革推進プロジェクトチームの設置

議会運営委員会での決定を受け、令和4年9月30日に議会運営委員会委員の一部で構成する議会改革推進プロジェクトチーム（以下、「PT」という。）の設置が全会一致で可決され、7名の委員が委員長の指名により、選任された。

なお、指名された委員及び委員の任期は次のとおりである。

ア 指名された委員

北川明夫委員長、蔵満秀規副委員長、富田博巳委員、磯部秋廣委員、今瀬和弘委員、井上純一委員、坂ゆかり委員

イ 任期

調査研究が終了するまで

(3) 正副プロジェクトリーダーの互選

令和4年10月27日に開催されたプロジェクト会議において、リーダーに冨田博巳委員、副リーダーに今瀬和弘委員が互選により選出された。なお、メンバー構成については、6ページの「メンバー構成」を参照のこと。

(4) PTにおける調査研究事項

議会改革推進事項（必要に応じて議会改革推進計画の策定を含む）について

(5) 議会改革推進に関する協議項目及び協議結果

ア 一問一答方式の導入について

近隣市議会の傍聴及び県外への先進地視察として訪問した西宮市議会、姫路市議会において調査した一問一答方式は、様々な課題が指摘される一方で、本市議会の一括質疑・一括答弁方式については、通告書の作り方、内容等、傍聴者に分かりやすいものとなっている。一問一答方式が優れている点はあるものの、課題の方が多くあるため、質問方式変更に実益を見いだせず、現行の一括質疑・一括答弁方式を継続するもの。

イ 長期欠席議員の報酬の削減について

病気欠席等に伴う長期欠席について報酬削減は、今後の継続協議として現時点では実施しないものの、刑事事件等で起訴された場合の議員報酬の支給停止及び不支給は、条例改正等により今年度中に対応していくもの。

ウ 政務活動費の引き上げ時期及び使途基準の見直し等について

① 政務活動費の引き上げ額、適切な実施時期について

引き上げが決まっている政務活動費について、次期以降の議会運営委員会において協議し、適切な引き上げ時期及び引き上げ額を決定するもの。

② 活用の用途を広げる使途基準の見直し等について

- ・ 海外姉妹都市への会派視察の可否について

政務活動費の引き上げと同時に協議し、海外姉妹都市への会派視察を可能とするか決定する。

- ・ 宿泊費の上限額について

全国的に宿泊費が高騰している中で、毎年度開催されている全国市議会議長会フォーラムで指定された宿泊場所が高額となる等、上限額の1万

5, 500円を超える費用が必要となる事例が増加しているため、宿泊費の上限額を2万円までの実費とするもの。

- ・ オンライン視察の位置づけについて

使途基準に明文化し、原則となる実施事例を示すとともに、手土産の送付にかかる経費等、必要となる経費を記載するもの。

- ・ 国等への要望活動等に対する政務活動費活用の適否について

本市議会の政務活動費の使途基準に照らし、支出できない費用としている「党費その他政党活動に関する経費」との切り分けが困難であり、判断を誤った場合、不適切な支出となり得ることから、国等への要望活動等に政務活動費の活用を認めないもの。

エ 政治倫理要綱の見直しについて

政治倫理委員会の調査対象議員となることは、措置の有無に関わらず議員活動に多大な影響があり、十分な倫理要綱違反の疑惑解明に向けた議員間の認識の共有が重要であり、措置の決定方法との整合を考慮した上で、政治倫理委員会の設置請求要件を過半数の議員による設置請求に改正するもの。

3 議会改革推進計画

章数	章のタイトル	対応する条項		協議項目
第2章	議会の運営原則と責務	第4条	議会の運営原則	会議における資料配付の運用
第4章	市民と議会の関係	第11条	議会活動に関する資料の公開	請願者の説明機会の付与
				SNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用
第6章	議会機能の強化	第17条	議会機能の強化	オンライン委員会の開催
				感染症を考慮した災害対応マニュアルの改正
		第20条	政務活動費	領収書の写しの公開
				引き上げ額及び適正な実施時期、海外姉妹都市への会派視察実施の可否
第9章	議会事務局の強化等	第25条	議会図書室の充実	電子書籍の導入等による議会図書室の活用推進

プロジェクトメンバー構成

	氏 名	備 考
リーダー	富 田 博 巳	
副リーダー	今 瀬 和 弘	
メンバー	北 川 明 夫	委員長
〃	磯 部 秋 廣	
〃	蔵 満 秀 規	副委員長
〃	井 上 純 一	
〃	坂 ゆ か り	